

白老町子ども医療費助成条例（平成27年条例第29号）による助成金の支給に関する事務
であって規則で定めるもの

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	白老町
4. 届出番号	8
5. 独自利用事務の事例番号	74-1：子どもの医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの	白老町子ども医療費助成条例（平成27年条例第29号）による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	81	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	106	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		白老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第37号）別表第1の第3の項 白老町子ども医療費助成条例（平成27年条例第29号）による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法（昭和46年法律第73号）第1条	白老町子ども医療費助成条例（平成27年条例第29号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第1項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、（児童）を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、（次代の社会を担う児童の健やかな成長に資すること）を目的とする。	第1条 この条例は、子ども医療費の一部をその保護者に助成することにより、疾病の早期診断と早期治療を促進し、もって（子ども）の（保健の向上と福祉の増進）を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		白老町子ども医療費助成条例（平成27年条例第29号） 白老町子ども医療費助成条例施行規則（平成27年規則第16号）

2. 事務の具体的な事務内容 と 提供を 求める 利用特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令108条 項1号	白老町子ども医療費助成条例第4条
②事務の内容	児童手当法第七条第一項（同法第十七条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二条第四項において適用し、又は準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。）の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	受給者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令108条 項1号ハ	白老町子ども医療費助成条例第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

2. 事務の具体的な事務内容 と 提供を 求める 利用特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令108条 項1号	白老町子ども医療費助成条例第7条
②事務の内容	児童手当法第七条第一項（同法第十七条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二条第四項において適用し、又は準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。）の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	申請事項に変更が生じたときの受給資格についての審査に関する事務

利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令108条 項1号ハ	白老町子ども医療費助成条例第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

2. 事務の具体的な事務内容 と 提供を 求める 利用特定個人情報等

事務3		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令108条 項1号	白老町子ども医療費助成条例施行規則第5条第1項
②事務の内容	児童手当法第七条第一項（同法第十七条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二条第四項において適用し、又は準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。）の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	受給者証の更新に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令108条 項1号ハ	白老町子ども医療費助成条例第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

2. 事務の具体的な事務内容 と 提供を 求める 利用特定個人情報等

事務4		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令108条 項1号	白老町子ども医療費助成条例施行規則第4条第3項
②事務の内容	児童手当法第七条第一項（同法第十七条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二条第四項において適用し、又は準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。）の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	受給者証の再交付に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令108条 項1号ハ	白老町子ども医療費助成条例第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2025年01月10日
独自利用事務の対象者	子ども
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2024年12月13日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	12
保護評価書の名称	福祉医療に関する事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E7%99%BD%E8%80%81%E7%94%BA%E9%95%B7&ev_name=%E7%A6%8F%E7%A5%89%E5%8C%BB%E7%99%82%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%BA%8B%E5%8B%99&ev_type=2&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=6&opn_date_from_month=9&opn_date_from_day=24&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=6&opn_date_to_month=12&opn_date_to_day=24&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2
委任関係	